

## 一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和5年1月23日

公益財団法人 三重県産業支援センター  
理事長 岡村 昌和

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 案件名

カラー複合機リース契約（津本事務所2台分）

#### (2) 仕様・規格

仕様書のとおり

#### (3) 設置場所

公益財団法人 三重県産業支援センター  
（津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階）

#### (4) 設置期限及びリース期間

（設置期限）

事業部：令和5年2月28日（火）まで

総務部：令和5年3月31日（金）まで

（リース期間）

事業部：令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで（60ヵ月）

総務部：令和5年4月1日（土）から令和10年2月29日（火）まで（59ヵ月）

### 2 競争入札参加者及び落札者に必要な資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

#### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札者、落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の（1）から（3）に掲げる申請書等を、令和5年1月27日（金）午後4時までに5の（1）の場所へ提出してください。（※注）

なお、落札候補者にあつては、入札実施後2日以内（土日を除く）に（4）から（5）の書類を提出していただきます。（※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書の提出（提示可）ができない場合には、別紙申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

また、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

#### (1) 競争入札参加資格確認申請書

#### (2) 次に掲げるいずれかの書類

- ア 法人にあつては、法人登記簿謄本または登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、入札日から過去3か月以内に発行したもの）の写し  
イ 個人にあつては、「身分証明書（身元証明書）」及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」の写し

※注

下記①から③のいずれか1つ以上に該当する者は、（2）の書類の提出を免除します。

- ①三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者であつて、登録済みの情報に変更がない者
  - ②三重県物件等電子調達システム利用登録者であつて、登録済みの情報に変更がない者
  - ③当センターから過去に入札参加資格確認結果の通知を受けた者であつて、通知書の有効期間内（発効日から1年以内）かつ資格確認事項に変更のない者。ただし、当該入札参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- （3）代理人（本店の代表者以外の者）に契約等に関する権限を委任する場合は、委任状（入札に関する権限のみ委任する場合は入札書提出日時までに提出してください。）
- （4）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し
- （5）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税証明書（県税に滞納がないこと）」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し

4 競争入札参加資格の確認結果通知

競争入札参加資格の確認結果は、令和5年1月31日（火）までに通知（FAX及び文書送付）します。

5 入札手続等に関する事項

（1）担当所属

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階  
公益財団法人三重県産業支援センター庶務経理課 担当 岡山  
電話：059-228-3321 FAX：059-226-4957  
電子メール：zaimu@miesc.or.jp

（2）入札説明書（仕様書）の掲示方法

当センターのホームページに令和5年1月23日（月）から同年2月2日（木）まで掲示いたします。

（3）仕様書内容の質問について

仕様の内容についての質問は、文書（別紙「質問書」）にて令和5年1月27日（金）午後4時までに（1）あてに提出してください。

持参、FAX又は電子メールにて受け付けますが、FAX又は電子メールの場合は必ず電話により着信の確認をしてください。

質問に対する回答は、令和5年1月31日（火）までに、当センターホームページにて、当該案件の「一般競争入札のお知らせ」へのファイル添付により回答します。

（4）入札書提出の日時及び場所

日時：令和5年2月3日（金）午後1時30分  
場所：〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891  
三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

（5）開札の日時及び場所

日時：入札書の提出後、直ちに入札者立会いのうえ行います。  
場所：（4）に同じです。

（6）入札方法等に関する事項

ア 入札方法に関する詳細は、別紙「入札に際しての注意事項」によるものとします。

イ 入札は、本人又は代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には入札前に委任状を提出してください。

#### ウ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、当センターの指定する入札書を用いて応札するものとし、入札価格は、複合機のモノクロ及びカラー1枚当たりの単価（円未満は小数第2位まで設定）を事業部及び総務部それぞれ設定し、それぞれに使用予定枚数及び契約月数を乗じた金額の小計額を求め、それぞれの小計額の合計金額を記載してください。また、内訳欄も必ず記入してください。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。また、入札書に記載の金額は内訳欄の合計額と一致するものとします。入札書には、住所、社名、代表者名を記載し、必ず押印してください。なお、仕様書での要件を満たす場合は事業部・総務部それぞれに置くカラー複合機は同一機でなくとも可とします。

#### エ 契約について

入札価格は落札業者を決定するものであり、契約金額ではありません。

契約は、各複合機にあつては「入札価格」で設定した事業部及び総務部のモノクロ及びカラーそれぞれの複合機の1枚当たりの単価契約とします。

また、1箇月の使用実績枚数が最低使用保証枚数を下回る場合は、最低使用保証枚数をもって当月の使用枚数とし、当該枚数に相当する金額を最低支払保証額として支払うものとします。

#### オ 入札の回数

第1回の入札で落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は、入札を打ち切ります。

#### カ 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程（以下「規程」という）第66条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

#### キ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第72条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第72条第4項第5号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

#### ク 落札者の決定方法

規程第64条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。入札額同額による落札候補者が二人以上

ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。

落札候補者について、2の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

ケ 入札の無効

規程第69条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

コ 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。